高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高崎市における農業の将来について考察するため、調査・研究等の活動をする市内農業者や農業者団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和３９年高崎市規則第４６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　この要綱による補助金の対象となる事業（以下｢補助対象事業｣という。）は、高崎市における農業の将来について考察することを目的とした調査・研究活動とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の制度等による補助の対象となった事業については、この要綱による補助の対象としない。

（補助対象者）

第３条　この要綱により補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人

（２）　本市に所在を置く農業を営む法人又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体

（３）　その他市長が特に必要と認める者

２　前項第２号の団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　代表者の定めがあること。

（２）　組織及び運営に関する規約が定められていること。

（３）　団体の所在地が本市にあること。

３　前２項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は補助対象者としない。

　（補助対象経費）

第４条　補助対象事業に要する経費のうち補助対象とするもの（以下「補助対象経費」という。）は、別表１に定めるとおりとする。

２　消費税課税事業者申告書（様式第３号）の①に該当する場合、補助対象事業に要する経費に係る消費税は補助対象経費に含まないものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は３００，０００円以内とする。

２　補助対象事業の期間は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施前に高崎農業の将来を考える研究会補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　（１）　予算書（様式第２号）

　（２）　消費税課税事業者申告書（様式第３号）

　（３）　補助対象経費に係る見積書等の写し

（４）　申請者が団体等であるときは、定款又は履歴事項全部証明書、ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿

（交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定した時は、当該申請者に対し交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（概算払いおよび実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の施行前又は中途において補助金の請求をするときは、高崎農業の将来を考える研究会補助金概算払請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、補助事業の実績を報告するときは、高崎農業の将来を考える研究会補助金事業完了報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して１月を経過した日又は事業完了の属する市の会計年度の３月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

　（１）　決算書（様式第７号）

　（２）　補助対象経費に係る領収証の写し

　（３）　交付決定者が団体のときにあっては、監査報告書（様式第８号）

３　交付決定者は、補助事業の完了に伴い市長が指示する完了確認調査等に協力しなければならない。

（事業の変更又は中止）

第９条　交付決定者は、補助事業の内容について変更が生じたときは高崎農業の将来を考える研究会補助金変更承認申請書（様式第９号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　第５条１項の規定により決定した補助金額より増額が見込まれる変更であっても、補助金額の増額はしないものとする。

３　交付決定者が補助事業を中止するときは、第１項に規定する変更承認申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定変更）

第１０条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定を変更したときは、当該申請者に対し交付決定変更通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

（関係書類の保管）

第１１条　交付決定者は、補助対象経費等に係る書類を備え、事業完了から少なくとも３年間これを保管しなければならない。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　（第４条関係）

補助対象とする経費

|  |  |
| --- | --- |
| 会　議　費 | 補助対象事業のための団体の会議に係る経費（飲食費を除く） |
| 交　通　費 | 補助対象事業のための移動に係る経費 |
| 委　託　費 | 補助対象事業のための委託に係る経費 |
| 資　材　費 | 補助対象事業のための資材の購入に係る経費 |
| 講 師 謝 金 | 補助対象事業のための講師謝金 |

様式第１号（第６条関係）

高崎農業の将来を考える研究会補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）高崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| (団体にあっては団体名及び代表者氏名) | |
| 連 絡 先 |  |

高崎市における農業の将来について考察するため、標記事業を下記のとおり実施したいので、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

１　事業の名称　：　高崎農業の将来を考える研究会事業

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| （１）事業の目的 | |
|  |  |
| （２）事業の内容 | |
|  |  |
| （３）事業の効果 | |
|  |  |
| （４）団体の概要（申請者が団体の場合のみ記載） | |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |

３　補助金額　　：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

４　着手年月日　：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

５　完了年月日　：

６　添付書類　　：　予算書（様式第２号）、消費税課税事業者申告書（様式第３号）補助対象経費に係る見積書等の写し、申請者が団体等であるときは、定款又は履歴事項全部証明書（ただし申請者が任意団体である場合には団体の規約及び名簿）

様式第２号（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予算書 | | | |
|
| （１）歳入 | |  | （単位：円） |
| 科目 | | 本年度予算額 | 備考 |
| 高崎市補助金 | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 合計 | |  |  |
|  |  |  |  |
| （２）歳出 | |  | （単位：円） |
| 科目 | | 本年度予算額 | 備考 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 合計 | |  |  |

【補助金額の計算】

　歳出合計額　＞　300,000円の場合　　補助金額　＝　300,000円

　歳出合計額　＜　300,000円の場合　　補助金額　＝　歳出合計額

　※課税事業者（一般）に該当する場合

（歳出合計額×100／110）＞300,000円の場合　補助金額　＝　300,000円

（歳出合計額×100／110）＜300,000円の場合　補助金額　＝（歳出合計額×100／110）

様式第３号（第６条関係）

高崎農業の将来を考える研究会補助金消費税課税事業者申告書

年　　月　　日

（あて先）高崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

　　　年　　月　　日付けの補助金交付申請について、下記のとおり申告いたします。

該当する項目のどれかひとつに✓をすること。

　　①当該年度において、課税事業者（一般）に該当する見込みがある　　☐

　　②当該年度において、課税事業者（簡易）に該当する見込みがある　　☐

　　③当該年度において、免税事業者に該当する見込みがある　　　　　　☐

　※記載内容の確認のため、実績報告時又は確定申告後に以下の資料を提出すること。

①に該当する場合　当該年度の消費税確定申告書の写し

　②に該当する場合　当該年度の消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

　③に該当する場合　当該年度の前々年度における所得税（法人の場合は法人税）確定申告書の写し及び損益計算書等の売上高が確認できる資料

　　用語の定義

　　課税事業者（一般）…　消費税及び地方消費税の確定申告が必要な課税事業者

　　課税事業者（簡易）…　消費税及び地方消費税の確定申告が必要で、簡易課税制度の適用を受けている課税事業者

　　免税事業者　　　　…　消費税及び地方消費税の確定申告が不要な事業者

様式第４号（第７条関係）

高崎市指令　農林課　第　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

補助金交付決定通知書

　年　　月　　日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の決定をしましたので通知します。

　　　　　年　　月　　日

高崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| １　事業の名称 | 高崎農業の将来を考える研究会事業 |
| ２　補助金の額 | 円 |
| ３　条件 | (1)補助事業の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度３月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。  (2)補助事業者が法人その他の団体である場合は、補助事業の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。  (3)補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。  (4)市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。  (5)事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。 |

様式第５号（第８条関係）

高崎農業の将来を考える研究会補助金概算払請求書

年　　月　　日

（あて先）高 崎 市 長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

年　　月　　日付け高崎市指令　農林課　第　　　号で交付決定通知のあった高崎農業の将来を考える研究会補助金について、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり金　　　　　　円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

１　概算払いを必要とする理由

２　概算払いの内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付金交付決定額  （A） | 既受領額 | | 今回請求額 | | 残　額 | | 事業完了予定年月日 | 備 考 |
| 金　額  （B） | B/A | 金　額  （C） | (B＋C)/A | 金額  D | D / A |
| 円 | 円 | ％ | 円 | ％ | 円 | ％ |  |  |

注：交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入してください。

様式第６号（第８条関係）

高崎農業の将来を考える研究会補助金事業完了報告書

年　　月　　日

（あて先）高崎市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

　　　　(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

年　　月　　日付け高崎市指令　農林課　第　　　号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第８条第２項の規定により報告します。

１　事業の名称　：　高崎農業の将来を考える研究会事業

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |

２　補助金額　　：

３　実施事業　　：

|  |  |
| --- | --- |
| （１）実施内容 | |
|  |  |
| （２）実施成果 | |
|  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

４　着手年月日　：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

５　完了年月日　：

６　添付書類　　：　決算書（様式第７号）、補助対象経費に係る領収証の写し、交付決定者が団体のときにあっては監査報告書（様式第８号）

様式第７号（第８条関係）

決算書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）歳入 |  | | | | | | | （単位：円） | | |
| 科目 | | | 予算額 | | | 決算 | | | 比較増減 | 備考 |
| 高崎市補助金 | | |  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  | | |  |  |
| 合計 | | |  | | |  | | |  |  |
|  | |  | |  | | |  |  | | |
| （２）歳出 |  | | | | （単位：円） | | | | | |
| 科目 | | | 予算額 | | | 決算 | | | 比較増減 | 備考 |
|  | | |  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  | | |  |  |
| 合計 | | |  | | |  | | |  |  |

様式第８号（第８条関係）

監査報告書

会　計　監　査　報　告

年度会計監査を　　　年　　月　　日に実施したので下記のとおり報告します。

　　年　　月　　日

監　事

|  |
| --- |
|  |

代表者

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　様

会計から提出された決算書及び証拠書類に基づいて、収入・支出、通帳等を照合し、必要によって関係諸帳簿について審査した結果、決算は正確であり処理内容も適正であると認められた。

様式第９号（第９条関係）

高崎農業の将来を考える研究会補助金変更承認申請書

年　　月　　日

（あて先）高 崎 市 長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

年　　月　　日付け高崎市指令　農林課　第　　　号で交付決定通知のあった高崎農業の将来を考える研究会補助金について、下記のとおり計画を変更又は中止したいので、高崎農業の将来を考える研究会補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

　なお、その他については申請書記載のとおりとします。

記

１　変更の理由　：

２　変更の内容　：

３　添付書類　　：　変更の内容が確認できる見積書等の写し、事業費が変更になるときにあっては変更予算書（様式第１０号）

注　１　記載事項については、様式第１号に準じます。

２　補助金交付の決定に係る内容と変更後の内容を容易に比較対照できるように作成してください。

様式第１０号（第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更予算書 | | | | | | | |
|  |  |  | |  |  | | |
| （１）歳入 | |  | |  | （単位：円） | | |
| 科目 | | | 変更前予算額 | | | 変更後予算額 | 備考 |
| 高崎市補助金 | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  |  |
| 合計 | | |  | | |  |  |
|  |  |  | |  |  | | |
| （２）歳出 | |  | |  | （単位：円） | | |
| 科目 | | | 変更前予算額 | | | 変更後予算額 | 備考 |
|  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  |  |
|  | | |  | | |  |  |
| 合計 | | |  | | |  |  |

様式第１１号(第１０条関係)

　高崎市指令　農林課　第　　　　号

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| (団体にあっては団体名及び代表者氏名) | |

補助金交付決定変更通知書

　　　年　　月　　日付けの補助金交付決定変更申請に対して、次のとおり補助金の交付決定の変更又は中止の決定をしましたので通知します。

　　　　　年　　月　　日

　 高崎市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1　事業の名称 | 高崎農業の将来を考える研究会事業 | |
| 2　補助金等の額 | 変更前　　　　　　　　　円 | 変更後　　　　　　　　　円 |
| 3　条件 | (1)補助事業の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度３月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。  (2)補助事業者が法人その他の団体である場合は、補助事業の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。  (3)補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。  (4)市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。  (5)事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。 | |